

原子力災害対策指針（改訂原案）を踏まえたステップ2における修正の追加（案）

平成25年1月30日に原子力規制委員会から示された原子力災害対策指針の改訂原案は、今後、パブリックコメントを経て2月20日決定されるとしているが、以下のとおり本県の実情を踏まえ、ステップ2の修正に追加するものとする。

| 指針（改訂原案）のポイント | 県の対応（案） | 備考 |
|---|---|---|
| 1 原子力災害事前対策 | | |
| (1) 緊急時の初期対応段階を3段階（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態）に区分し、各区分を判断する際の施設の状況（EAL）の考え方及び防護措置を記載 | PAZにおける避難等の初期対応であり、福島第一原子力発電所の事故炉への適用が困難なものを除き、地域防災計画に反映する。 | 警戒事態の段階において、EALを踏まえ情報収集や輸送手段確保等の準備活動を開始するものとする。 なお、施設敷地緊急事態と全面緊急事態については、通常の原子力施設が対象であるため、福島第一原子力発電所においては、適用可能な項目を今後検討する。 |
| (2) 放射性物質が環境中に放出された後の防護措置の判断基準となる空間放射線量率等（OIL）の考え方及び防護措置を記載 | 緊急事態当初における判断基準であり、本県への適用が困難なものを除き、指針に定める基準を参照するよう地域防災計画に反映する。 | 皮膚汚染のスクリーニングレベルにあたるOIL4の適用については今後検討する。 |
| 2 被ばく医療 | | |
| (1) 被ばく医療体制の整備 救急・災害医療組織を最大限に活用するとともに、周辺地方自治体を含む広域の医療機関が連携することなどについて記載 | 地域の災害拠点病院、既存の救急・災害時の医療提供体制を踏まえた体制の整備、及び県内外の初期被ばく医療機関や二次被ばく医療機関との連携体制の構築について修正案に記載した。 | |
| (2) 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備 PAZ内の住民等への事前配布の導入、PAZ外については地方公共団体による備蓄等を行うことなどについて記載 | 今後検討する。 | |
| (3) スクリーニングの実施体制の整備 内部被ばくの抑制、皮膚被ばくの低減、汚染拡大の防止などのための避難所等によける具体的な体制などについて記載 | 今後検討する。 | |
| 3 その他 | | |
| (1) SPEEDIの活用 放射性物質の放出状況の逆推定や、気象予測の結果を防護措置の実施等の参考情報に活用することについて記載 | SPEEDIの活用については、前回の修正（24年11月修正）において、速やかな住民避難のための準備活動において気象条件として活用すること、及び市町村等に対し、モニタリング結果とSPEEDI拡散予測結果を情報提供するとともに公表することを追加している。 また、モニタリング活動への活用については、現行のマニュアルに記載されており、放出状況の逆推定への活用についても、今後記載をする。 | |
| (2) 福島第一原子力発電所への対応 特定原子力施設の指定に伴い、原子力災害重点区域や特定事象の通報対象を他施設とは区別した検討が必要であることや、避難の実態等を踏まえた原子力災害事前対策及び緊急事態応急対策が必要であることについて記載 | （裏面） | |

東京電力株式会社福島第一原子力発電所への対応について（3②の詳細内容）

| 指針（改訂原案）本文 | 県の対応（案） | 備考 |
|--|--|----|
| <p>ア 特定原子力施設に係る原子力災害対策の取扱い 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置されている原子炉施設については、平成24年11月7日に、炉規法第64条の2第1項の規定に基づき、施設の状態に応じた適切な方法により管理を行うことが特に必要とされ、特定原子力施設として指定された。このため、特定原子力施設以外の実用発電用原子炉に係る原子力施設に対して適用される本指針の項目については、全てを一律に適用できず、個々に適用可能か否か吟味し、以下に掲げるもののように、適用できない項目については、個別に内容を検討する必要がある。</p> | | |
| <p>① 原子力災害対策重点区域の取扱い 特定原子力施設である東京電力株式会社福島第一原子力発電所に関し、他の原子力施設と一律にPAZ及びUPZの導入等を行うことは必ずしも適当ではない。このため、原子力規制委員会としては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策重点区域については、今後、同発電所のリスク評価等を踏まえながら更なる検討を進めることとする。</p> | <p>重点区域については、原子力規制委員会の今後の検討を踏まえ、防災計画に反映していく。</p> | |
| <p>② 特定事象の通報対象となる施設境界付近の放射線量の取扱い 現在、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地境界付近の放射線量は、バックグラウンドで5μSv/hを超えていることから、EALについては一律に適用することはない。今後、線量増加率など、代替可能なしきい値についても考慮する必要がある。</p> | <p>EAL、OILの具体的基準については、原子力規制委員会の今後の検討を踏まえ、防災計画に反映していく。</p> | |
| <p>イ 原子力災害事前対策及び緊急事態応急対策における留意事項 東京電力株式会社福島第一原子力発電所については、警戒区域、計画的避難区域、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域が設定され、周辺の地方公共団体が別の場所へ避難を余儀なくされていることなどを踏まえ、原子力災害事前対策及び緊急事態応急対策については、福島県の実情を踏まえた対応を行っていくことが必要である。</p> | | |
| <p>① 避難地方公共団体を考慮した人員配置、緊急時モニタリング体制 福島県においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺の地方公共団体が別の場所へ避難を余儀なくされていることから、必要な緊急時モニタリング体制を構築することが困難になっている。このため、資機材を保有する地方公共団体、関係機関及び事業者への協力要請、活動の調整など、国が緊急時モニタリングを積極的に支援・協力することが必要である。</p> | <p>緊急時モニタリング体制の整備は、現在行われている国、県、関係機関のモニタリング体制も踏まえ、国の積極的関与を求め、計画に反映していく。</p> | |
| <p>② 警戒区域の外の区域における防護対策 居住制限区域や避難指示解除準備区域では居住者等の一時的な立ち入りが比較的自由に認められている。このため、万一原子力災害が発生した場合、避難指示などを伝達するための人員の確保が極めて困難となることから、情報伝達について様々な手段を事前に準備しておくとともに、関係機関への協力要請など、国も積極的に協力することが必要である。</p> | <p>政府原子力災害現地対策本部、関係市町村と連携しながら、避難計画の策定において具体的に検討していく。</p> | |
| <p>③ スクリーニングの体制構築及び実施方法 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を踏まえた福島県地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しにより、原子力災害対策重点区域が暫定的に大きく拡大したため、万一原子力災害が発生した場合、スクリーニングを実施するための体制構築が極めて困難となることから、資機材を保有する地方公共団体及び関係機関への協力要請、活動の調整など、国が積極的に支援することが必要である。</p> | <p>重点区域の拡大に伴う体制整備は、他原子力施設にける課題でもあることから、国における体制整備を求め、計画に反映していく。</p> | |
| <p>④ 避難者への避難指示等の在り方 東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺の地方公共団体が別の場所へ避難を余儀なくされている一方、それらの区域外でできるだけ地元に近い地域に戻って居住している避難者が存在する。万一原子力災害が発生した場合には、居住地の地方公共団体が域内の一時滞在者（旅行者、出張者等）と同様に適切に避難指示等を伝達する必要がある。その際、居住実態の把握が重要となることに留意する必要がある。</p> | <p>市町村と連携し、避難所リスト・輸送手段の確保等の情報を整理し、現行の居住人口を踏まえた避難計画（別計画）の作成において、避難指示の手段等について具体的に検討していく。</p> | |